



2026年5月13日

各 位

会 社 名 今村証券株式会社
代 表 者 名 取締役社長 今村 直喜
(コード：7175 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役総務部長 山出 勉
(TEL 076-263-5222)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、2026年6月23日開催予定の第87期定時株主総会に、以下のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2026年3月6日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有能な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、社外取締役のほか、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第29条第2項のとおりに変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を変更案第37条として新設するとともに、同条の一部と内容が重複する現行定款第41条を削除する等所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月23日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月23日（予定）

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会の<u>決議をもって</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の<u>決議により</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条～第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役規程による。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 29 条 <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過</u></p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>半数を要する。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内</u> <u>に終了する事業年度のうち最終のものに</u> <u>関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠と</u> <u>して選任された監査役の任期は退任した</u> <u>監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常</u> <u>勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3</u> <u>日前までに各監査役に対して発する。但</u> <u>し、緊急の必要があるときは、この期間を</u> <u>短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の</u> <u>手続を経ないで監査役会を開催すること</u> <u>ができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会に関する事項は、法令又</u> <u>は本定款のほか、監査役会において定める</u> <u>監査役会規程による。</u></p> <p><u>(報 酬 等)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決</u> <u>議により定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項</u> <u>の規定により、任務を怠ったことによる監</u> <u>査役(監査役であった者を含む。)の損害賠</u> <u>償責任を、法令の限度において、取締役会</u> <u>の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定</u> <u>により、社外監査役との間に、任務を怠っ</u> <u>たことによる損害賠償責任を限定する契</u> <u>約を締結することができる。但し、当該契</u> <u>約に基づく責任の限度額は、法令の定める</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 39 条 会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 41 条 当会社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 33 条～第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 会計監査人の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(剰余金配当の基準日) 第 42 条 (条文省略) 2 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。 (新 設)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 (現行どおり) 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。 3 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>当社は、第 87 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以 上